

コメント対応 補足資料

コメント3. 「退職給付会計に係る実務基準」における「合理的な計算方法」の明記

日本年金数理人会・日本アクチュアリー会の「退職給付会計に係る実務基準」に示されている補正計算等は、それが合理的な範囲にある限り、認められるべきと考えられる。

退職給付会計に係る実務基準（抜粋）

第3節 退職給付債務および勤務費用等の計算手法

3.7 合理的な計算方法の採用

退職給付債務や勤務費用の計算において、計算結果に大きな差異が生じない場合には、以下のような合理的な計算方法を用いることができるものとする。

（中 略）

- (8) 割引率のみ異なる複数の計算結果の関係を用いて、信頼度に考慮した合理的な補正方法により、それら以外の割引率による計算結果を求める。

コメントは、退職給付会計基準や退職給付実務指針にこうした補正計算等が認められることを示す記載がないことを指摘したものであるが、会計基準ではない取扱いである「退職給付会計に係る実務基準」が認められる旨を個別具体的に追加記載することは適当ではないのではないかと。

この点、国際的な会計基準では、一般論として、退職給付債務の計算について原則的な方法と乖離しない限り、平均等を用いることができる旨の定めを置いている。

IAS 第19号「従業員給付」（本文）

退職後給付：給付建制度

認識及び測定（抜粋）

50. 給付建制度に関する企業の会計処理は、次の手順を踏む。

（以下 略）

51. 場合によっては、見積り、平均及び簡便計算（estimates, averages and computational short cuts）により、本基準で例示した詳細な計算の信頼し得る近似値を求めることができるであろう。

SFAS 第87号「事業主の年金会計」（本文）

財務会計及び報告に係る基準

合理的な概算法の使用

10. 本基準書の意図は、会計目的と会計結果を明確にすることにあり、そうした結果を得るための特定の計算結果を明示することにはない。もし見積り、平均、あるいは簡便計算（estimates, averages or computational short cuts）が本基準書の適用に要する費用を削減できるならば、そうしたものの使用は、その結果が厳密な適用の結果からあまりかけ離れていないと合理的に予測されるという条件付で妥当である。

コメント 6. 影響額の記載

重要性基準を考慮する前の割引率が、前期の2.0%（従来の方法（5年平均を含む）による）から当期の2.75%（改正後の方法（期末日）による）に変動した会社（A社、B社）を考える。ただし、両社は前期において、重要性基準を考慮した結果、割引率が異なっていたものとする。

	A社	B社
前期の割引率（従来の方法、重要性基準考慮前）	2.0%	2.0%
重要性基準を考慮後の前期の割引率	2.0%	1.75%
当期の重要性基準の範囲	1.5%～2.5%	1.25%～2.25%
当期の割引率（従来の方法、重要性基準考慮前）	2.5%	2.5%
当期の割引率（期末日、重要性基準考慮前）	2.75%	2.75%
当期の割引率（従来の方法、重要性基準考慮後）	2.0%	2.5%
当期の割引率（期末日、重要性基準考慮後）	2.75%	2.75%

A社の場合、割引率の変更0.75%（2.0%→2.75%）のうち、新旧基準の差異である0.75%（2.75%－2.0%）が会計方針の変更の影響となる。

B社の場合、割引率の変更1.0%（1.75%→2.75%）のうち、新旧基準の差異である0.25%（2.75%－2.5%）が会計方針の変更の影響となる。

コメント11. 回廊アプローチと重要性基準

I. 回廊の効果と重要性基準の効果の比較

(1) 数理計算上の差異残高が回廊の範囲を中心に変動する場合

数理計算上の差異の残高が回廊を超えるまでの間、回廊アプローチの効果は、重要性基準と較べ大差はないが、回廊を超えた場合に、重要性基準のように全額が費用処理の対象とはならないという長所がある。

(2) 数理計算上の差異残高が回廊の範囲を超え続ける場合

数理計算上の差異の残高が回廊の範囲を超え続ける場合には、その後はほぼ全額が費用処理の対象となるので、回廊アプローチが費用処理額のばらつきを抑える効果はないこととなる¹。

一方、重要性基準は、基礎率が見直されるたび、その時点を基礎に重要性の判定が行われるため、数理計算上の差異の残高が回廊を超える状況でも、金利変動その動きが小幅な場合には、費用処理のばらつきを抑える効果がある。

状況	金利変動	回廊アプローチ	重要性基準
(1) 数理計算上の差異残高が回廊の範囲を中心に変動する（当初の利回りを中心とする場合等）	小幅	○ 変動を緩和	○ 変動を緩和
	大幅	△ 一定の緩和	× 緩和しない
(2) 数理計算上の差異残高が回廊の範囲を超え続ける（金利変動にトレンドがある、年金資産から多額に生じる場合等）	小幅	× 緩和しない	△ 一定の緩和
	大幅	× 緩和しない	× 緩和しない

II. 回廊アプローチを採用する場合の追加検討点

- (1) 回廊の範囲内のに数理計算上の差異を永久に認識しないこととなるが²、どうか。
- (2) 年金資産から生じる数理計算上の差異との関係の整理が必要ではないか。
- (3) 国際的な会計基準では、回廊アプローチの廃止が検討されているのではないかと³。

III. 方向性（案）

回廊アプローチと重要性基準を比較した場合、費用処理の変動のばらつきを抑える効果

¹ この点、数理計算上の差異は年金資産からも生じることから、この残高が回廊を超える状態が続くことは頻繁に生じ、その効果が期待される場面は限定的と考えられる。米国に上場している日本企業の有価証券報告書の注記によれば、2005年度（2006年12月期の1社を含む）では16社中11社において、数理差異残高が回廊を超えており、その単純平均は、回廊の10%に対し、22%であった（2004年度では16社中14社で、25%）。なお、2006年度はFAS158導入の影響で、数理差異の金額の抽出が困難であったため、割愛している。

² FAS158の方式によれば、B/Sの「累積その他包括利益」に計上される。

³ IASBが3月に公表したディスカッション・ペーパーの中では、遅延認識（回廊アプローチを含むと考えられる）を廃止する予備的見解が示されており、MOUを踏まえると、FASBも同様の方向性であると考えられる。

は場合によって異なる。一方、回廊アプローチの採用は、これまでの取扱いを大きく変えるものであり、これは割引率の考え方の見直しを扱う今回の検討の範囲を超えるため、この段階では、現行の取扱いを特に変えないということでしょうか。

以 上